

令和8年度 農業集落排水事業 竜東北部地区浄化センター
ばっ気攪拌装置更新工事

特記仕様書

駒ヶ根市

第1章 一般事項

1 適用範囲

- ・本特記仕様書は、『令和8年度 農業集落排水事業 竜東北部地区浄化センター ばっ気攪拌装置更新工事』に適用する。

2 設計図書

- ・設計図書とは、設計書、図面、仕様書をいう。

3 疑義に対する協議

- ・設計図書に明記のない場合、又は疑いを生じた場合は、監督員と協議の上、決定するものとする。

4 業務

- ・請負者は、この特記仕様書によるほか、契約書・設計書及びその他関係書類等に基づき、誠実かつ完全に業務を完了しなければならない。
- ・請負者は、本工事施工にあたり諸法規を遵守しなければならない。
- ・請負者は、本工事施工にあたり諸規格に準拠しなければならない。

5 関係官公署への手続き等

- ・請負者は、本工事施工にあたり関係官公署に対する手続きが必要な場合、請負者において迅速に行わなければならない。

6 提出書類

- (1) 作業(完了)結果報告書 1 部
- (2) 作業記録写真（着工前・作業状況を示すもの・完了） 1 部
- (3) 着手届、工程表、作業責任者通知、完了届 1 部

7 その他

- (1) 更新対象設備がその機能を充分発揮できるよう誠実に行うこと。
- (2) 当該機器の更新に際しては、監督員と事前に充分協議し、監督員の立会いのもとで作業を実施すること。
- (3) 本更新対象の機器は、運用上重要な設備であり、稼働中の設備と連携しており、作業に際しては専門の技術を要するので、機器の構造・取り扱いを熟知した作業経験を有する技術員を配置して行うこと。
- (4) 安全管理に十分な配慮をすること。
- (5) 工事施工に伴う災害及び公害の防止に努める事。
- (6) 作業中、異常が発見された場合には、ただちに監督員の確認を得るとともに、その処置について指示・助言を行うこと。
- (7) 本工事において発生した廃棄物は受注者の責において適正に処分すること。
なお、撤去した機器については当浄化センター敷地内の監督員が指定した場所に移動すること。
- (8) この仕様書に定めのない事項については、別途監督員と協議すること。

第2章 工事概要・仕様

1 工事概要

- | | |
|----------|--|
| (1) 工事名 | 令和8年度 農業集落排水事業 竜東北部地区浄化センター
ばっ気攪拌装置更新工事 |
| (2) 工事箇所 | 駒ヶ根市 東伊那 1876 番地 |
| (3) 履行期間 | 契約の日から、令和9年3月26日までとする。
(業務報告書、業務写真等の書類提出をもって完了とする。) |
| (4) 工事内容 | ばっ気攪拌装置更新 一式 |
| (5) 仕様等 | ・仕様：阪神動力機械株式会社製
アクアレータ F-37 型
※仕様については『参考図』を参照のこと。
・本工事において装置更新を実施する箇所については
『装置図1』『装置図2』の着色部とする。 |

以上